

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 22 年 7 月 1 日 10 - 制度 - 00023 沿革 <u>平成27年11月16日</u> 一部改正</p>	<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 22 年 7 月 1 日 10 - 制度 - 00023 沿革 <u>平成27年 2 月 20 日</u> 一部改正</p>	
<p>第 1 条～第 4 条 (略)</p>	<p>第 1 条～第 4 条 (略)</p>	
<p>(船積確定通知による保険関係の申込み)</p> <p>第 5 条 被保険者は、約款第 1 条に掲げる輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売の日の翌月の末日まで(ただし、運用規程第22条第 1 項に規定するストックセールスについては、同条第 2 号に定める輸出契約の締結日の翌月の末日まで)に、別紙様式第 4 - 1 による簡易通知型包括保険船積確定通知書(以下「船積確定通知書」という。)をWEB申請サービス又は電子メールを利用して、本店等に提出するものとする。</p>	<p>(船積確定通知による保険関係の申込み)</p> <p>第 5 条 被保険者は、約款第 1 条に掲げる輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売の日の翌月の末日まで(ただし、運用規程第22条第 1 項に規定するストックセールスについては、同条第 2 号に定める輸出契約の締結日の翌月の末日まで)に、別紙様式第 4 - 1 による簡易通知型包括保険船積確定通知書(以下「船積確定通知書」という。)をWEB申請サービス又は電子メールを利用して、本店等に提出するものとする。</p>	
<p>2 被保険者は、約款第29条第 1 項の規定に基づき、輸出契約等に別表 2 に掲げる重大な内容変更等を行ったときは、当該変更の日の属する月の翌月末まで、かつ、内容変更等通知期限までに別紙様式 4 - 3 による簡易通知型包括保険船積確定通知変更通知書(以下「船積確定通知変更通知書」という。)を第 1 項の規定に準じて本店等に提出するものとする。</p>	<p>2 被保険者は、約款第29条第 1 項の規定に基づき、輸出契約等に別表 2 に掲げる重大な内容変更等を行ったときは、当該変更の日の属する月の翌月末まで、かつ、内容変更等通知期限までに別紙様式 4 - 3 による簡易通知型包括保険船積確定通知変更通知書(以下「船積確定通知変更通知書」という。)を第 1 項の規定に準じて本店等に提出するものとする。</p>	
<p>3 前 2 項の手続きについては、WEB申請サービスの利用について(平成18年12月 4 日 06 - 制度 - 00039)、その他日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。</p>	<p>3 前 2 項の手続きについては、<u>「WEB申請サービスの利用について」</u>、その他日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。</p>	
<p>4 被保険者は、約款第29条第 3 項の規定に基づき、承認申請を行うときは、別紙様式 4 - 3 による船積確定通知変更承認申請書に関係書類を添付し、本店等に提出するものとする。</p>	<p>4 被保険者は、約款第29条第 3 項の規定に基づき、承認申請を行うときは、別紙様式 4 - 3 による船積確定通知変更承認申請書に関係書類を添付し、本店等に提出するものとする。</p>	
<p>第 6 条～第 9 条 (略)</p>	<p>第 6 条～第 9 条 (略)</p>	
<p>(保険関係の訂正等)</p> <p>第10条 被保険者は、第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出した船積確定通知書、第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出し</p>	<p>(保険関係の訂正等)</p> <p>第10条 被保険者は、第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出した船積確定通知書、第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出し</p>	

新	旧	備考
<p>た確定前通知書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、<u>内容変更等通知期限までに</u>、当該訂正の内容を収録した船積確定通知変更承認申請書、確定前通知変更承認申請書をWEB申請サービス又は電子メールを利用して、本店等に提出するものとする。</p>	<p>た確定前通知書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、当該訂正の内容を収録した船積確定通知変更承認申請書、確定前通知変更承認申請書をWEB申請サービス又は電子メールを利用して、本店等に提出するものとする。</p>	
<p>2 前項の手続については、第5条第3項に準ずることとする。</p>	<p>2 前項の手続については、第5条第3項に準ずることとする。</p>	
<p>第11条～第28条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成27年11月30日から実施する。</u></p>	<p>第11条～第28条 (略)</p>	
<p>別表1～別表6 (略)</p>	<p>別表1～別表6 (略)</p>	